

梅田3丁目計画（仮称）環境影響評価方法書に関する市長意見

本事業に係る環境影響評価方法書について、本市環境影響評価専門委員会の検討結果報告書の内容を踏まえて検討し、事業者が考慮すべき事項を次のとおり取りまとめた。

環境影響評価の実施にあたっては、次に掲げる事項並びに同報告書の趣旨に十分配慮して実施されたい。

記

〔全般的事項〕

1 交通計画、駐車場計画について

歩行者動線を踏まえた交通処理の結果についても準備書に示すこと。

2 工事計画について

準備書において予測・評価する際には夜間工事に対する考え方も含めその詳細を示したうえで行うこと。

〔大気質〕

1 現時点では、既存建物においてアスベストの使用の有無が不明な箇所があるため、解体工事前におけるサンプリング調査の実施などにより、アスベストの使用状況を的確に把握したうえで適正に対応すること。

2 施設の利用及び工事の実施による影響の予測にあたっては、事業計画地周辺において計画されている開発事業による影響についても可能な限り反映するよう努めること。

3 工事の実施による寄与濃度の最大着地濃度地点については、可能な限り将来の土地利用状況を考慮し、住居地等の配置を明らかにしたうえで適切に設定すること。

〔景観〕

将来景観の予測にあたっては、事業計画地周辺において計画されている開発事業を可能な限り考慮すること。